北中城告示第８６号

公　示　送　達　書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明であるから、地方税法第２０条の２の規定によって告示します。

なお、下記の書類は北中城村長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和８年１０月６日

北中城村長　比嘉孝則

書類発付年月日	年度	期別	送達する書類	税目	送達を受けるべき者
R7.2.20	R6	第4期	督促状	住民税（普通徴収）	クローニン　星野

地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この書類の告示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。